

第三十七号議案

特別区道の路線認定について

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

特別区道の路線認定について

特別区道の路線を次のように認定する。

江戸川区春江町五丁目一六番三二地先から江戸川区春江町五丁目一六番六八地先に至る路線（別紙調書及び図面のとおり）

（説明）

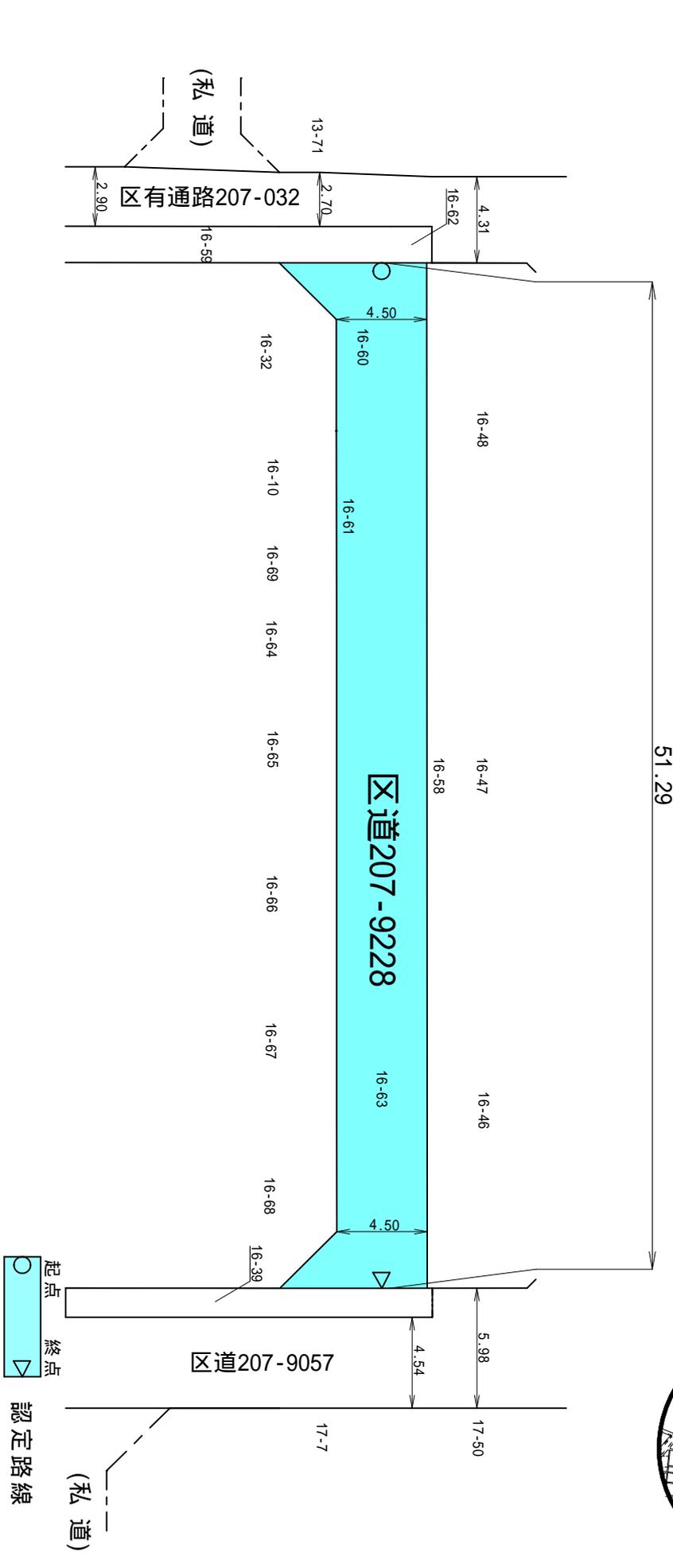
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為による寄附に伴い、特別区道の路線を認定する必要があるので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第二項の規定により、本案を提出いたします。

特別区道路の路線認定調査

整理番号	路線名	形状		面積 (㎡)	所在			摘要
		延長 (m)	幅員 (m) 最小 最大		起	経過地	終	
1	207-9228号線	51.29	4.50 4.50	238.82	江戸川区 春江町五丁目16番32地先	江戸川区 春江町五丁目16番65地先	江戸川区 春江町五丁目16番68地先	開発行為 寄附
	計	51.29		238.82				

特別区道の路線認定図

春江町五丁目



凡 例	
整理番号	
路線	区道207-9228
縮尺	1/300